# 個人情報の保護に関する法律施行令

## 第一条 （個人識別符号）

## 第二条 （要配慮個人情報）

## 第三条 （行政機関）

## 第四条 （個人情報データベース等）

## 第五条 （保有個人データから除外されるもの）

## 第六条 （仮名加工情報データベース等）

## 第七条 （匿名加工情報データベース等）

## 第八条 （個人関連情報データベース等）

## 第九条 （要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）

## 第十条 （保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

## 第十一条 （第三者提供記録から除外されるもの）

## 第十二条 （開示等の請求等を受け付ける方法）

## 第十三条 （開示等の請求等をすることができる代理人）

## 第十四条 （認定個人情報保護団体の認定の申請）

## 第十五条 （認定業務の廃止の届出）

## 第十六条 （地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

## 第十七条 （行政機関等匿名加工情報ファイル）

## 第十八条 （機関ごとに定める行政機関の長）

## 第十九条 （安全管理措置を講ずべき業務）

## 第二十条 （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

## 第二十一条 （個人情報ファイル簿の作成及び公表）

## 第二十二条 （開示請求における本人確認手続等）

## 第二十三条 （開示請求書に記載することができる事項）

## 第二十四条 （開示決定の際に通知すべき事項）

## 第二十五条 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

## 第二十六条 （開示の実施の方法等の申出）

## 第二十七条 （開示請求に係る手数料）

## 第二十八条 （写しの送付の求め）

## 第二十九条 （訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

## 第三十条 （行政不服審査法施行令の規定の読替え）

## 第三十一条 （行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

## 第三十二条 （権限又は事務の委任）

## 第三十三条 （権限の委任を行う場合の事情）

## 第三十四条 （事業所管大臣への権限の委任）

## 第三十五条 （権限行使の結果の報告）

## 第三十六条 （地方支分部局の長等への権限の委任）

## 第三十七条 （証券取引等監視委員会への権限の委任等）

## 第三十八条 （財務局長等への権限の委任）

## 第三十九条

## 第四十条 （地方公共団体の長等が処理する事務）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

## 第三条 （行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

## 第一条 （施行期日）